

UBSグローバルCBオープン

(年4回決算型・為替ヘッジあり) / (年4回決算型・為替ヘッジなし)

追加型投信 / 内外 / その他資産(転換社債)



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

【委託会社】(ファンドの運用の指図を行う者)

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

<照会先>

ホームページアドレス : <http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号: 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

【受託会社】(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

株式会社りそな銀行

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
■UBSグローバルCBオープン (年4回決算型・為替ヘッジあり) (以下「年4回決算型・為替ヘッジあり」ということがあります。) 	追加型	内外	その他資産(転換社債)	その他資産(投資信託証券(転換社債))	年4回	グローバル(含む日本)	ファンド・オブ・ファンズ	あり(フルヘッジ)
■UBSグローバルCBオープン (年4回決算型・為替ヘッジなし) (以下「年4回決算型・為替ヘッジなし」ということがあります。) 	追加型	内外	その他資産(転換社債)	その他資産(投資信託証券(転換社債))	年4回	グローバル(含む日本)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご覧ください。

<委託会社の情報>

設立／平成8年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)

資本金／22億円(平成26年6月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額／10,438億円(平成26年6月末現在)

- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- ・当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

「UBSグローバルCBオープン(年4回決算型・為替ヘッジあり)」および「UBSグローバルCBオープン(年4回決算型・為替ヘッジなし)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年8月15日に関東財務局長に提出しており、平成26年8月31日にその届出の効力が生じております。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、外国籍投資信託^{※1}への投資を通じて、世界各国の転換社債等^{※2}に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※1「年4回決算型・為替ヘッジあり」は、外国籍投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)、「年4回決算型・為替ヘッジなし」は、外国籍投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジクラス)(以下、UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)およびUBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジクラス)のそれぞれを「指定外国投資信託」ということがあります。)に投資を行います。

※2「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。(有価証券の種類にかかわらず、委託会社(指定外国投資信託の投資運用会社を含む)が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。以下同じです。)

ファンドの特色

1. 世界各国の転換社債(以下「CB」ということがあります。)等を実質的な主要投資対象とします。
 - ・銘柄選択にあたっては、利回り、発行体リスク、流動性などを考慮します。なお、信用格付けが投資適格未満(BBB-未満)の銘柄への投資も行います。^(注)
 - (注)投資適格未満(BBB-未満)の銘柄の組入れ比率については、市場環境の変化等に伴い発行体の信用力が低下するような局面等においては上昇する可能性があります。
2. 「年4回決算型・為替ヘッジあり」と「年4回決算型・為替ヘッジなし」の2つのコースからお選びいただけます。
 - ・「年4回決算型・為替ヘッジあり」は、投資先指定外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
 - ・「年4回決算型・為替ヘッジなし」は、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円高時の為替変動リスクがある一方、円安時には為替収益が期待できます。
3. 指定外国投資信託の運用は、UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)が行います。
 - ・UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)は、委託会社の親会社であるUBS AG(スイスを本拠地としたグローバル総合金融機関)の資産運用部門です。
4. 年4回決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。
 - ・収益分配は、各計算期末の前営業日の基準価額水準に応じてあらかじめ定めた金額を分配することを目指します。(10,500円未満の場合は委託会社が決定します。)ただし、委託会社の判断で、あらかじめ定めた金額と異なる金額を分配することや、分配を行わないことがあります。
 - 詳しくは後記「分配方針」をご覧ください。

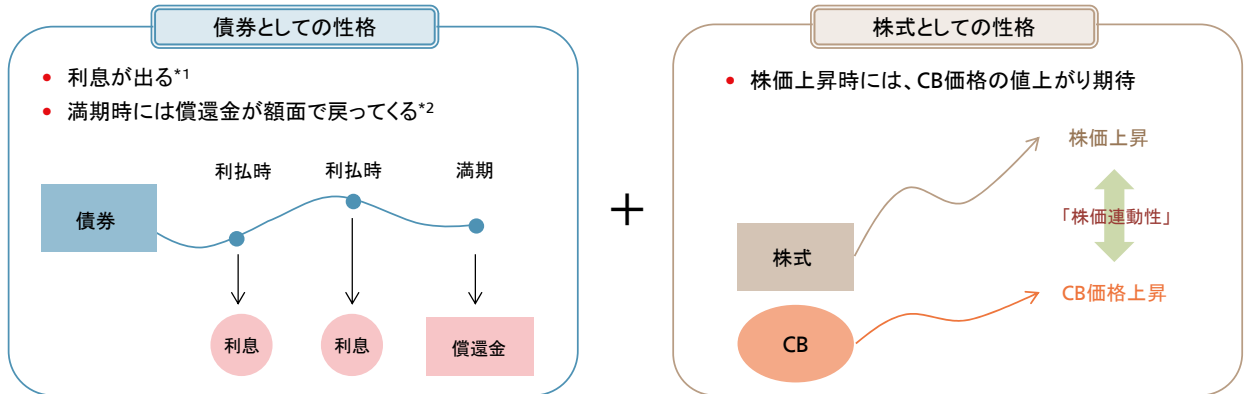
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■CBとは

- CB(転換社債)とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債です。



- CBは「債券としての性格」と「株式としての性格」をあわせ持っています。



リスク: 金利変動リスク、信用リスク等

リスク: (対象とする株式の)株価変動リスク等

^{*1} 利息(クーポン)がないCB等も存在します。 ^{*2} 発行体が倒産した場合等、額面で償還されないことがあります。上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。

■信用格付けとは

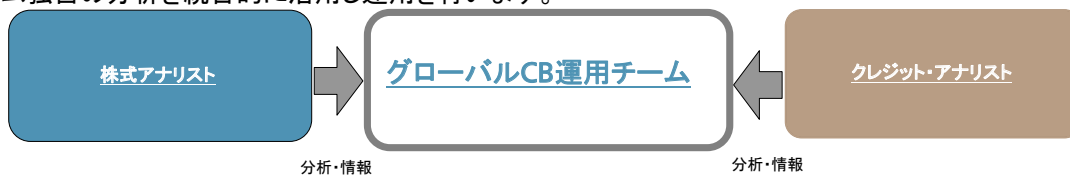
- 信用格付けとは、債券の元本返済および利息の支払いが当初の予定どおり行われる確実性の評価をランク付けしたものをいいます。スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社などの格付機関が格付けを行っています。付与された信用格付けは随時見直され、発行体の財務状況の変化などによって変更されます。低い格付けを持つ債券ほど、元本返済および利息の支払いが定めどおり行われる確実性が低く、よって信用リスクが高いということになります。

	スタンダード・アンド・プアーズ社	ムーディーズ社	信用度
投資適格 (BBB-以上)	AAA	Aaa	高い
	AA	Aa	
	A	A	
	BBB	Baa	
投資適格未満 (BBB-未満)	BB	Ba	低い
	B	B	
	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	
	D		

- 格付機関の格付けは、最高位以外のものについて3段階の格付けが付されています。スタンダード・アンド・プアーズ社の場合、AA+, AA, AA-, A+, A, A-, ムーディーズ社の場合、Aa1, Aa2, Aa3, A1, A2, A3と表されます。

■CBの運用体制[※]

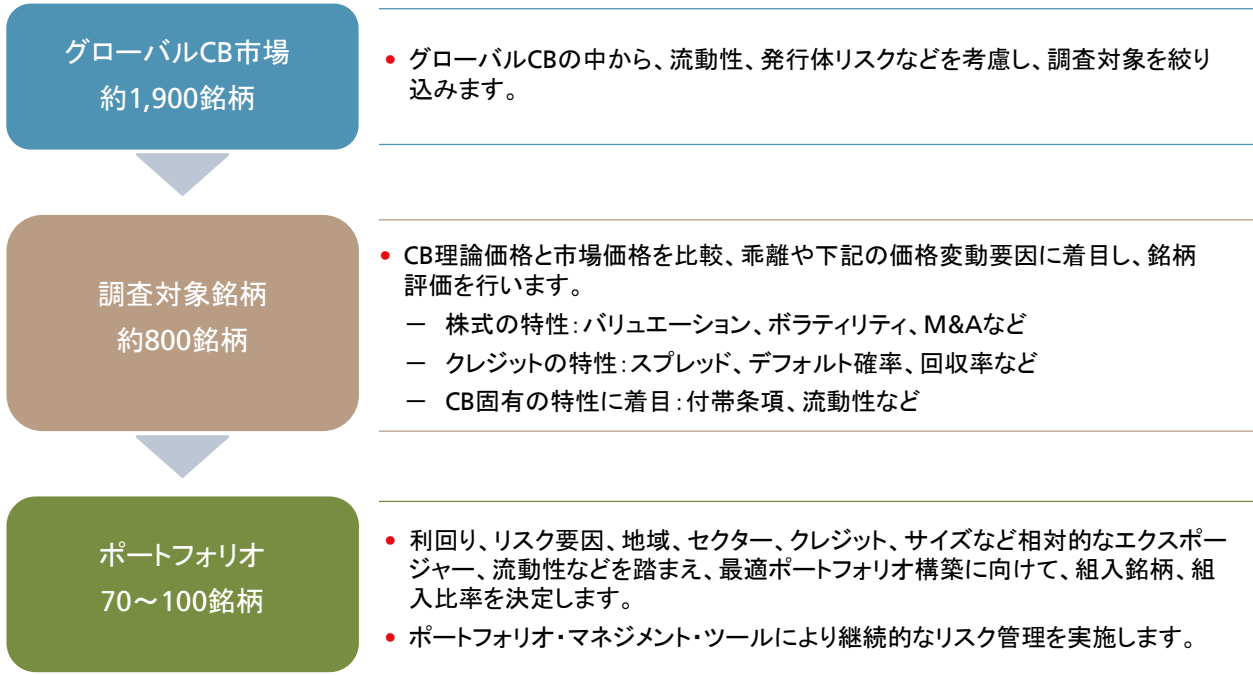
- 世界各国のクレジット・アナリスト(債券運用部門)、株式アナリスト(株式運用部門)からの分析と、CB運用チーム独自の分析を統合的に活用し運用を行います。



※指定外国投資信託「UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)／(ノンヘッジクラス)」は、UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)が運用します。上記は、UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)におけるCB運用について記載しています。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■運用プロセス



2014年6月末現在

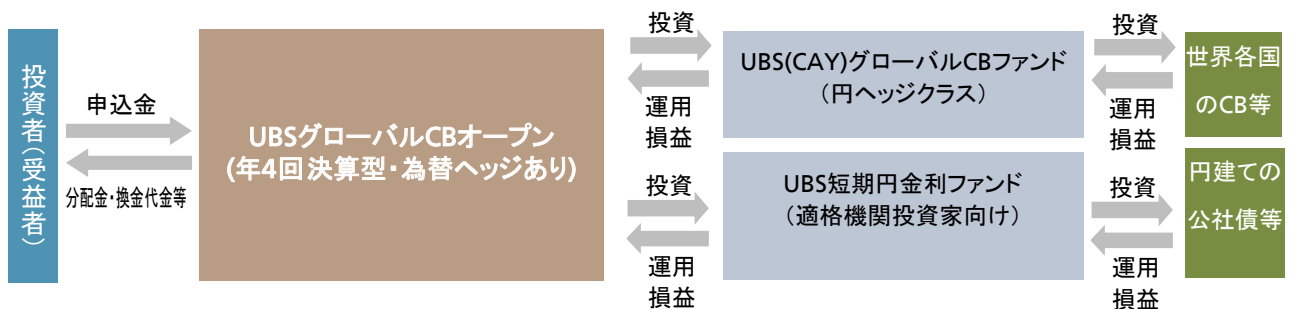
◎ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 指定外国投資信託の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。
- 「年4回決算型・為替ヘッジあり」および「年4回決算型・為替ヘッジなし」の間でスイッチングが可能です。ただし、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

[ファンド・オブ・ファンズ方式について]

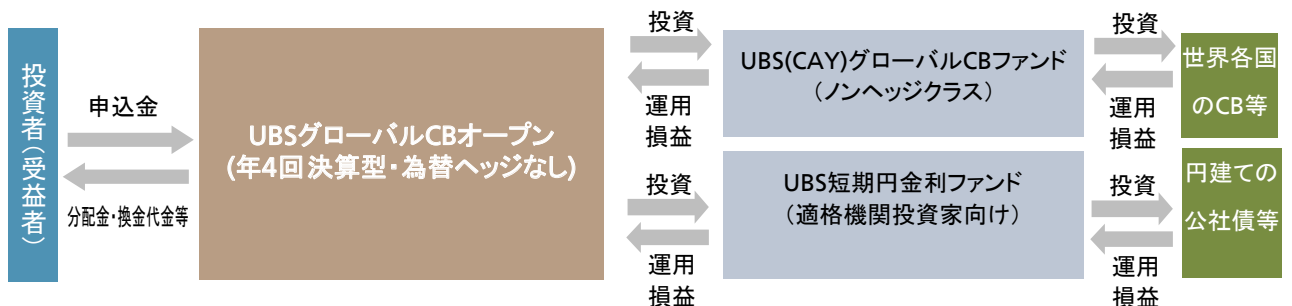
<年4回決算型・為替ヘッジあり>

当ファンドは、主として世界各国の転換社債等に投資を行う「UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)」および主として円建ての公社債等に投資を行う「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



<年4回決算型・為替ヘッジなし>

当ファンドは、主として世界各国の転換社債等に投資を行う「UBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジクラス)」および主として円建ての公社債等に投資を行う「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	UBS (CAY) グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)/(ノンヘッジクラス)
形態	ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	世界各国の転換社債等 [*] を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 [*] 「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。(有価証券の種類にかかわらず、指定外国投資信託の投資運用会社が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。以下同じです。)
主な投資対象	主として世界各国の転換社債等を投資対象とします。
管理報酬等 ^(注)	①申込手数料:なし ②解約手数料:なし ③受託報酬及び管理事務代行報酬等: 指定外国投資信託の受託報酬、保管・事務管理報酬については、純資産総額に応じて、年率または固定金額のいずれかが適用されます。 受託報酬(年率0.01%、ただし、年10,000米ドル相当額を下回る場合は、10,000米ドル相当額) 保管・事務管理報酬(年率0.07%、ただし、年40,000米ドル相当額を下回る場合は、40,000米ドル相当額) 名義書換代行報酬(年率0.01%) 運用報酬(年率0.50%) ④信託財産留保額:換金時の基準価額に対し0.30%を乗じて得た額 ⑤その他費用:法務費用、監査費用及びその他諸費用(法令に必要とされる書類の作成、届出、交付にかかる費用、受益権の管理事務等に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産から支弁することができるものとします。また、売買委託手数料、信託事務の諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 指定外国投資信託の設定に関する費用は指定外国投資信託が負担し、3年を超えない期間にわたって償却されます。
関係会社の名称	投資運用会社: UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)

投資信託証券の名称	UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
管理報酬等	①申込手数料:なし ②解約手数料:なし ③信託報酬:年率0.0432%(税抜年率0.04%) ④その他費用 ^(注) :信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額等
関係会社の名称	委託会社:ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

(注)信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への投資	直接投資は行いません。
外貨建資産への投資	直接投資は行いません。
デリバティブの利用	直接利用は行いません。

◎ 分配方針

年4回の毎決算時(毎年3月、6月、9月および12月の17日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、上記の分配対象額の範囲内で、下記1. および2. に基づき決定します。ただし、市況動向等を勘案して、委託会社の判断で下記と異なる金額の分配を行うこと(分配を行わない場合を含みます。)があります。
 1. 計算期末の前営業日の基準価額(1万口当たり。既払分配金を加算しません。以下同じ。)が10,500円未満の場合には、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
 2. 計算期末の前営業日の基準価額が10,500円以上の場合には、原則として、当該基準価額の水準にに応じて、下記の金額(1万口当たり)を分配することを目指します。

各計算期末の前営業日の基準価額	目標分配金額(1万口当たり、税引前)
10,500円未満	基準価額水準等を勘案して決定します。
10,500円以上11,000円未満	250円
11,000円以上11,500円未満	500円
11,500円以上12,000円未満	750円
12,000円以上	1,000円

- ・収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

- ※ 目標分配金額は、毎計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づき決定されますので、それ以前の基準価額水準は考慮されません。したがって、基準価額が上記表の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配金をお支払いする、または、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。また、分配金の支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。上記表に記載された基準価額および目標分配金額は、将来の分配金の支払いを保証または示唆するものではなく、また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。
- ※ 計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づく分配金額を支払うことを目指しますが、計算期末の前営業日から当該計算期末までの間に基準価額が急激に変動した場合には、委託会社の判断で上記表と異なる金額の分配を行うこと(分配を行わない場合を含みます。)があります。
- ※ 分配金の支払いのために、現金化またはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引コスト等が発生する場合や資金動向等によっては現金の保有比率が高まる場合があります。
- ※ 分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

第1期決算日は2014年12月17日です。

[分配イメージ]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		分配金			分配金			分配金			分配金

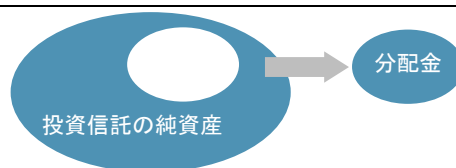
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

【投資信託で分配金が支払われるイメージ】

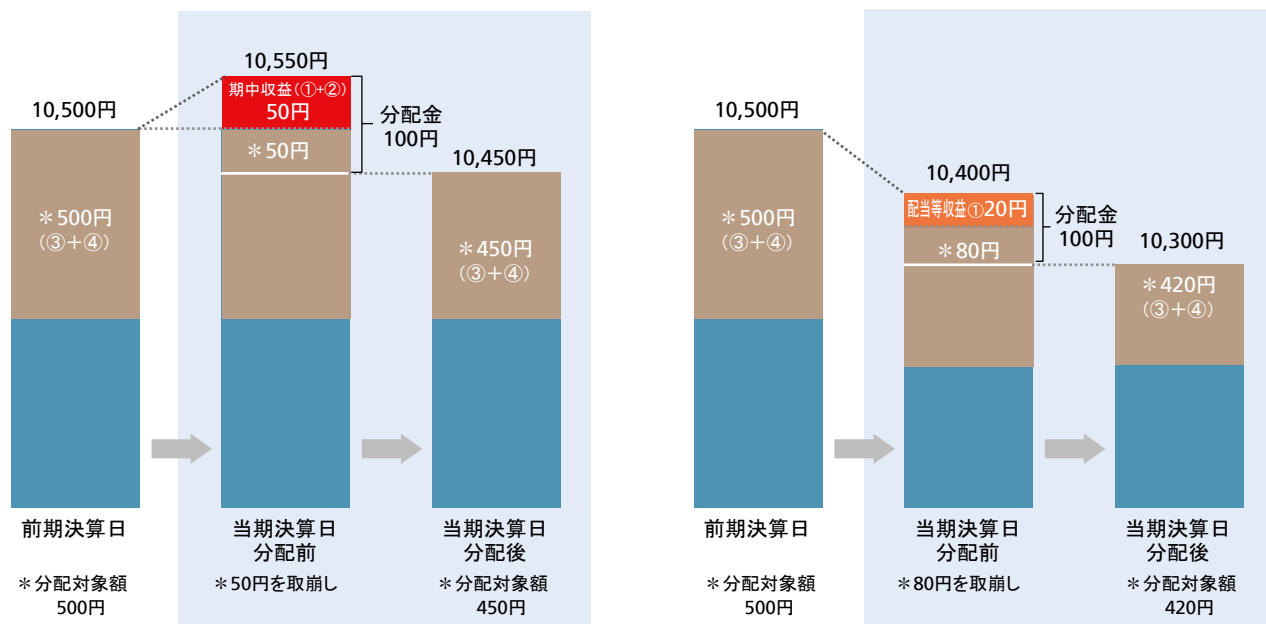


◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】

【前期決算日から基準価額が下落した場合】



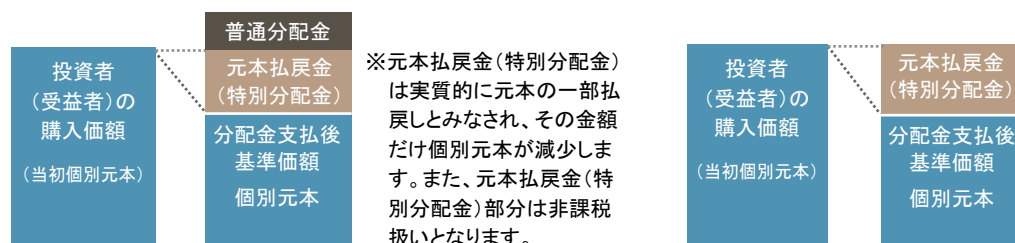
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少(特別分配金)します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 転換社債等の価格変動リスク

転換社債等の価格は、主に発行体の株価変動、金利変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。組入れられた転換社債等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。転換社債等の価格の変動幅は、償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

(株価変動リスク)

転換社債等の価格は、株式市場の全体的な下落により低下することがあります。事前に決まっている転換社債等の転換価格が発行体の株式の時価に近いとき、または下回っているときに、転換社債等の時価は対象となる株式の価格変動に特に敏感に反応します。

(金利変動リスク)

転換社債等の価格は、金利変動によっても変動します。一般的に転換社債等の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向があり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

(信用リスク)

転換社債等の価格は、発行体の信用力の変化によっても変動します。転換社債等の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、転換社債等の価格は大きく下落することがあります。また、当ファンドでは信用格付けが投資適格未滿(BBB-未滿)の転換社債等への投資を行います。当該転換社債等は、信用度が高い転換社債等と比較して、高い利回りを享受することが期待できる一方で、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落することや、運用方針に沿った運用が困難となることがあります。

■ 為替変動リスク

[年4回決算型・為替ヘッジあり]

投資先指定外国投資信託において、実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該実質外貨建資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となる場合があります。

[年4回決算型・為替ヘッジなし]

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

■ 短期金融商品等の信用リスク

ファンド資産を短期金融商品等で実質的に運用する場合、取引相手方による債務不履行により損失が発生する可能性があります。

■ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

運用実績

ファンドは平成 26 年 9 月 22 日から運用を開始する予定のため、平成 26 年 8 月 15 日現在において下記の各項目に記載すべき事項はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
購入代金	販売会社の指定する期日までに購入代金を販売会社にお支払いください。
換金単位	1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	当初申込期間中の購入の申込については、原則として、販売会社の指定する時間までに販売会社が受けたものを申込受付分とします。 継続申込期間中の購入の申込および設定日以降の換金の申込については、原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	当初申込期間:平成26年9月1日から平成26年9月19日まで 継続申込期間:平成26年9月22日から平成27年12月16日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
スイッチング	「年4回決算型・為替ヘッジあり」および「年4回決算型・為替ヘッジなし」の間でスイッチングが可能です。ただし、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。
購入・換金不可日	購入および換金の申込日がチューリッヒ、ロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは12月24日には、購入および換金の申込の受け付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは購入・換金申込の受付を中止すること、および既に受けた購入・換金の申込を取消すことがあります。
信託期間	平成36年9月17日まで(平成26年9月22日設定)
繰上償還	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より1年経過後(平成27年9月22日以降)に信託契約の一部解約により各ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、各ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	原則として、3月、6月、9月および12月の17日とします。(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回の毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	各ファンド2,500億円を上限とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月および9月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間においては1口当たり1円)に、 3.24% (税抜 3.00%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、 0.30% を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用							
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	日々の純資産総額に 年率1.026% (税抜年率0.95%) を乗じて得た額とします。配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.20%</td> <td>0.70%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	0.20%	0.70%	0.05%
		委託会社	販売会社	受託会社					
0.20%	0.70%	0.05%							
	※運用管理費用(信託報酬)は、原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。								
	当ファンドが投資対象とする投資信託証券	当ファンドの純資産総額に対して年率0.59%程度(委託会社が試算した概算値、2014年6月末現在)							
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して 年率1.616%程度							
	その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> 監査報酬および法定手続き(書類の作成、印刷、交付等)に関する費用等(日々の純資産総額に対して上限年率 0.1%)を間接的にご負担いただく場合があります。 ※原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用等が、原則として費用発生都度、ファンドから支払われます。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。 							

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は平成26年6月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

